

厚生省環境衛生局
Servicio Nacional de Saneamiento Ambiental (SENASA)
Ministerio de Salud Pública y Bienestar Social

1. 概要

住所: Mcal. Estigarribia N° 796 c/Tacuary, Oficina Central, Asunción

Tel. +595-448408

URL: <http://www.senasa.gov.py/index.php>

管轄省庁: 厚生省

主な業務内容: 人口 10,000 人未満の都市、村落における給水及び衛生サービスを改善するため、計画、推進、建設の実施及び管理を行う。

2. 現状/歴史

SENASA は、1972 年の法律 No.369 及び 1996 年の修正 No.908 によって設立された。2000 年の法律 No. 1614 による制度の変更により、SENASA が実施していた上下水サービスへの規制、管理の任務は ERSSAN(衛生事業管理規制院)へ移管された。

SENASA は、1996 年の修正法 No. 908 によって、先住民や小規模村落に対して無償で給水及び衛生施設を建設、供与することが可能となった。供与後のシステム管理、運営、維持管理等の村落衛生サービスは、1974 年の政令 No. 8910 に基づき、市民よって組織される水衛生委員会 (Junta de Saneamiento) が実施する。

3. 過去の協力実績

3.1. 東部地域給水整備計画 I 期及び II 期 (無償資金協力)

E/N 交換文書署名: 1 期 1996 年 3 月、2 期 1996 年 7 月

協力期間: 1996 年 7 月 15 日～1998 年 3 月 31 日

内容: 井戸掘削機を供与し、イタプア県 25 地区で深井戸を水源とした地下水開発による給水施設の整備を行うもの。日本側はこの内 4 地区において、6 本の深井戸掘削と給水施設建設、供与機材に係る技術指導を実施した。

協力金額: I 期 E/N 限度額 6.04 億円(供与機材)、II 期 E/N 限度額 3.29 億円(給水システム建設)。

3.2. イパカライ湖流域水質管理及び改善に関連する事業

【背景】JICA は 1988 年から、パラグアイ中部に位置するイパカライ湖の水質管理及び改善の促進を目的に、以下の協力を実施してきた。

◎イパカライ湖流域水質汚濁対策計画調査(開発調査)

協力期間: 1988 年～1989 年

実施機関: 経済・社会開発企画庁 (旧大統領府企画庁)

協力内容: イパカライ湖の汚濁対策計画の立案とパラグアイ国関係機関への技術移転を目的とし、以下の調査を実施した。

1. 水質汚濁の背景となっている流域の自然環境及び社会経済環境の把握
2. 湖及び河川の汚濁状況の把握と汚濁メカニズムの解析
3. 流域に適用可能な水質改善技術の選定と評価
4. 水質保全に係る全体計画の立案

◎個別専門家派遣(技術協力)1995年～1998年

◎イパカライ湖流域水質改善計画(技術協力)

協力期間:1998年6月1日～2001年5月31日

内容:SENASA のイパカライ湖流域における水質管理・改善体制の向上を目指し、以下の活動を実施した。

- 1.水質の状況調査、2. モニタリング体制確立に向けた技術移転、3. 水質改善計画の策定、4.水質基準の検討、5. 汚染発生源への指導能力向上、6.環境教育

協力金額: 228.19 百万円

3.3.水質管理・改善計画(技術協力)

実施機関:環境庁(SEAM)/厚生省環境衛生総局(DIGESA)¹

協力期間:2003年12月1日～2006年11月30日

実施機関:環境庁(SEAM)/厚生省環境衛生総局(DIGESA)

内容:パラグアイ川東部地域の水質と汚染源調査、及びイパカライ湖の補足調査と水質復元に関する提案作成についての技術移転を行った。更に、水資源の保全・管理に必修条件となる水質基準や河川等級分類条例の設定の指導、住民参加型の水資源保全・管理のための流域委員会の設置等も計画された。

協力金額:4千万円

3.4. 貧困農村地域地下飲料水開発計画(無償資金協力)

E/N 交換文書署名:2009年1月20日 G/A 署名:2009年1月20日

協力期間:2009年1月20日～2011年3月2日

内容:厚生省環境衛生局(DIGESA)が行う地方村落の給水施設の建設を支援するため、井戸掘削関連機材及び地質調査技術を行うことで、東部 12 県の村落 330 カ所に深井戸を掘るための支援を行い、同地域において安全で安定的な飲料水の供給に寄与するもの。

供与機材:井戸掘削機材、掘削支援機材、水門地質調査機材

協力金額:8.64 億円

¹ 環境衛生総局(DIGESA)は2005年4月27日の厚生省条例SG266/2005によって設置された機関で、それまでのSENASAの環境衛生政策部の人員と機材がDIGESAに移管された。同機関の役割は、①環境と伝染病、慢性疾患、事故、職業病の調査・評価、②国民の健康に被害を与えると考えられる環境リスクを防止するため、公的機関、民間セクターと調整し、環境分野の国家政策を策定し、施行する。

水セクターにおける協力実績



井戸掘削関連機材（無償：貧困農村地域地下飲料水開発計画-2009年）



井戸掘削関連機材（無償：東部地域給水整備計画 - 1996年）